ZENSHIREN BULLETI

□編集•発行

- 般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号 アルテール池袋709号

ZENSHIREN □Publisher

> TEL: 03-3971-3666 FAX:03-3971-6079 E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL:http://www.zenshiren.or.ip

皆様からのニュースのご提供を

心からお待ちしております。

snsで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を Facebook https://www.facebook.com/ZENSHIREN

第42回内閣府障害者政策委員会開催される

平成31年2月22日(金)中央合同庁舎8号館にて開催された第42回内閣府障害者政策委 員会において、第3次障害者基本計画の達成状況について平成29年度までの集計は概ね完 了しており、45項目中、平成30年度以降も継続しているものが12項目、現在も集計中が 3項目、達成状況が判明している30項目について主な関係省庁から報告が行われた。

また、地方公共団体における障害者差別解消法の施行状況及び障害者差別解消法の見直 しの検討に関わる今後の審議の進め方についての報告も行われた。以下、概要を一部抜粋 して報告する。

障害者基本計画(第3次)関連成果目標の達成状況(総括表)

区分		成果目標数	具 体 例
達成	目標値で到土たもの	12 事項 (約 27%)	○入院中の精神章書者のうち、高齢長期退院者数○特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率○50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数
達成に向け進展	目標の達成に向け相応の進展が認められるもの (進展の度合いが 50%以上と認められるもの)	11 事項 (約 24%)	○訪問系サービスの利用時間数○統合失調症の入院患者数○障害者の委託訓練修了者における就職率
達成に向け一部進展	目標の達成に向け一部の進展が認められるもの (進展の度合いが 50%未満と認められるもの)	3 事項 (約7%)	相談支援事業の利用者数特別支援教育に関する教員研修の受講率就労移行支援の利用者数
進展せず	当初の値から横ばい又は後退したもの	4 事項 (約 9%)	○入院中の精神障害者のうち、1年未満入院者の平均退院率○特別支援教育コーディネーターの指名率○公的機関の障害者雇用率
目標期間継続中	目標期間が平成30年度以降も継続しているもの	12 事項 (約 27%)	○メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合 ○一定の旅客施設のパリアフリー化率 ○車両等のパリアフリー化率
樂計中	結果の集計段階にあるもの	3 事項 (約7%)	福祉施設入所者の地域生活への移行者数福祉施設入所者数○日中活動系サービスのサービス提供量

(注) 1 つの成果目標に複数の指標が掲げられている場合は、各指標の進展の度合いを総合的に勘察して区分している。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

・平成29年度においては、改正障害者総合支援法等により創設された自立生活援助などの 新サービスの報酬・基準の設定、 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児や精 神障害者への支援や就労支援サービスの質の向上などといった課題が数多くある中で、 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討を重ね、障害者の重度化・高齢化 を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等や障害児支援の適切なサービス提供 体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)などの考えに基づき、各サービスの報 酬・基準について見直しを行い、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定を行った。

その他平成28・29年度厚生労働省関係の主な施策実施状況

- < 生活支援関係 >
- ○相談支援体制の構築
- ・発達障害児者の子育てへの相談・助言などを行うペアレントメンターの養成に必要な研修等の実施を促進しており、平成26年度より「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を地域生活支援事業のメニューに追加し、発達障害者支援センターなどへの配置を促すことで地域支援機能の強化を継続的に実施。【平成28・29年度】
- ※取組状況 (平成27年度) (平成28年度) (平成29年度)
- 〇パアレントメンター研修実施 33都道府県等 41都道府県等 43都道府県等
- 〇地域支援マネジャー配置 31都道府県等 38都道府県等 44都道府県等
- ○在宅サービス等の充実
- ・都道府県地域生活支援事業として実施していた、強度行動障害のある者への適切な支援 のための「強度行動障害支援者養成研修事業」を平成29年度より都道府県地域生活支援 促進事業に位置づけ実施。【平成29年度】
- ○障害児支援の充実
- ・障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受入れが促進されるよう、必要な支援 の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の地域生活向上を図ることを推進する ため、「医療的ケア児支援促進モデル事業」を開始し、3自治体が実施。【平成29年度】
- 〇サービスの質の向上等
- ・平成30年度から32年度までの期間とする第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定に向け、社会保障審議会障害者部会での議論やパブリックコメントを踏まえ、国の基本方針を見直し、各自治体における目標値の設定など計画の策定状況の進捗確認を行った。【平成28・29年度】
- ○障害福祉サービス等の段階的な検討
- ・社会保障審議会障害者部会において、障害者総合支援法の施行後3年を目途とする見直 しについてとりまとめられた報告書の内容のうち、法改正が必要なもの(重度訪問介護 について医療機関への入院時も一定の支援を可能とすることなど)について、障害者総 合支援法を改正。(平成28年6月公布。平成30年4月1日施行)【平成28年度】
- ・地域生活支援事業の実施要綱を改正し、失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、 難病、重度の身体障害のある者が、「意思疎通支援事業」の対象者であることを明確化 し、平成28年度から実施。【平成28年度】
- <障害を理由とする差別の解消及び権利擁護の推進>
- ○障害を理由とする差別の解消の推進

- ・厚生労働省の審議会等会合において、障害のある方等が支障なく参加・傍聴できるよう に必要な配慮を行うように省内各部局に通知し、対応を徹底。【平成28年度】
- ・医療機関における障害者支援や合理的配慮についての実態を把握するため、平成29年度 障害者総合福祉推進事業の課題として、「障害者に対して医療機関に求められる支援に ついての調査研究・報告」を実施。【平成29年度】

◇文部科学省の障害者施策実施状況の概要(平成30年度)

1. 教育の振興

(1)初等中等教育

- 〇平成29年度及び30年度に公示した新特別支援学校学習指導要領等において、①重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、②障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、③キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等の規定を充実。
- 〇平成30年2月に「心のバリアフリー学習推進会議」において交流及び共同学習の推進方策を取りまとめ、各自治体の積極的な取組を促す通知を発出するとともに、モデル事業の成果を全国に普及させるための取組を実施。
- 〇平成30年度から制度化した高等学校における通級による指導の推進を図るため、公立高等学校の教員定数の加配、指導の専門性を高めるためのモデル事業、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における教員研修等を実施。
- 〇学校における医療的ケアをより安全かつ適切に実施できるよう、平成29年10月から「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」において、基本的な考え方、実施体制、留意事項等について検討を行い、平成31年度2月に報告を取りまとめ。
- 〇病気療養児の教育の一層の充実のため、小・中学校等において、病気療養児に対する同時双方向型の授業配信を行った場合は、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう、平成30年9月に通知を発出。
- 〇障害のある子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備に係る 経費の一部補助や、看護師や外部専門家の配置に係る経費の一部補助を引き続き実施。 また、特別支援教育支援員について、配置実績を踏まえ、平成30年度は対前年度比7,0 00人増の63,100人分を地方財政措置。
- ○平成30年3月に文部科学省と厚生労働省の両省連携による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において教育と福祉の連携方策を取りまとめ。これを受け、各自治体の積極的な取組を促す通知の発出、保護者向けハンドブックのひな型の作成、学校における個別の教育支援計画の作成に当たって関係機関との必要な情報共有を図ることとする省令改正等を実施。
- ○文部科学副大臣の下に発足した「障害者活躍推進チーム」において、平成31年1月に、 通級による指導の充実及び教師の専門性向上に関する取組等を盛り込んだ「発達障害等 のある子供達の学びを支える 〜共生に向けた「学び」の質の向上プラン〜」を取りまと め。

(2)高等教育

- 〇現場に個別に蓄積されてきた知見や支援手法等を共有することにより支援の一層の充実 を図るため、大学等の関係機関の連携ネットワークの構築を推進。
- ○独立行政法人日本学生支援機構において、大学等における障害学生支援の充実に資する

- よう、全国の大学等における障害学生の状況及びその支援状況について把握・分析する ための実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の作成、理解 ・啓発促進を目的としたセミナーや実務者育成のための研修会の開催などの取組を実施。
- 〇学生支援を担当する教職員が集まる会議等において、障害者差別解消法の趣旨や障害者 基本計画等について説明をするなど、障害のある学生の支援の充実についての理解促進 の取組を実施。
- ○多様な発達特性を有する学生に対する支援人材の育成に取り組む筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターについて、平成30年9月5日に教育関係共同利用拠点として文部科学大臣認定を行う。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動

- ○障害者の生涯学習推進を図るため、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する 実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な 学習プログラム、実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実践研究や、障害の ある人が一般の生涯学習活動に参加する際の阻害要因、促進要因を把握・分析する調査 研究を実施し、その成果を普及する予定。
- ○「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害者の生 涯学習の推進方策について検討を行っており、平成31年3月に報告を取りまとめる予定。

2. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1)文化芸術活動

- 〇平成30年6月に成立した「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく国の基本的な計画の策定に向けて、文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係省庁によって構成する障害者文化芸術活動推進会議を開催するとともに、障害当事者、文化芸術及び福祉関係者等を構成員とする障害者文化芸術活動推進有識者会議を開催。本年度中に計画を策定する予定。
- 〇障害者による文化芸術活動の充実を図るため、障害者の優れた文化芸術活動の国内外で の公演・展示、映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援等の取組を実施。

(2)スポーツ

- 〇障害者スポーツの普及促進のため、平成30年度から、「障害者スポーツ推進プロジェクト」として、地域における障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る取組や、障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング等により障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる取組を実施。
- ○「Specialプロジェクト2020」として、全国の特別支援学校でのスポーツ・文化・教育の祭典の実施に向けた先進事例を蓄積するためのモデル事業や特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりの支援を実施。
- ○平成30年10月に開催した第18回全国障害者スポーツ大会において、障害の有無にかかわらずスポーツのすばらしさや感動を共有できる大会を目指した試みとして、一部の競技を国民体育大会の期間中に実施。
- 〇パラリンピック競技の特性等も踏まえ、各競技団体が行う強化活動や次世代アスリート の発掘・育成の支援、ナショナルトレーニングセンターの拡充など、競技力向上のため の取組を実施。

◇国土交通省 バリアフリー施策の推進

平成30年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。(平成30年11月1日施行(一部の規定は平成31年4月1日施行))

1. 改正バリアフリー法の概要

(注)下線の施策は、法改正を受けた規定

- ① 基本理念
- ・バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを を旨として行われなければならないことを基本理念として明記
- ② 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
- 移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ・新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- ・貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- 各施設設置管理者について情報提供の努力義務
- ・公共交通事業者等によるハード・ソフトー体的な取組の推進
 - *ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容(「判断の基準」)を国交大臣が新たに作成
 - *事業者が、ハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設
- ③ 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
- 市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリア フリー化事業を実施
- ・市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度を創設
- ・基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
- ・駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリートイレ と整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設
- ④ 心のバリアフリーの推進、当事者による評価 等
- ・バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等
- •「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、国及び国民の責務に高齢者、障害者等 に対する支援を明記
- •国が、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の 進展の状況を把握し、評価する努力義務
- 2. 移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成31年2月改正)

基本方針において旅客施設、車両、公園、建築物等について、平成32年度までの整備目標を設定

▽詳しくは、内閣府障害者政策委員会▽

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html

厚生労働省は2月15日、今年10月からの障害福祉人材の処遇改善について、サービスごとの加算率を明らかにした。事業所内での配分ルールは専門性の高い人材に絞って手厚くしたい政府の意向と、対象とする職員の設定に裁量を持ちたい事業所側の意向を折衷した。10月の報酬改定の全容が判明したが、条件や例外の多い配分ルールとなり、分かりにくさが残った。

報酬の改定率は、10月の消費税率アップに伴う事業所の支出増の補てん費用、処遇改善費用の合計でプラス2.0%。同日行われた「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で説明した。

有識者など検討チームアドバイザーは改定案を了承したが、「現場の事務負担はかなり重くなる」との感想も漏らした。厚労省はパブリックコメントを経て3月末をめどに告示する予定だ。

2017年12月閣議決定の政府方針は「勤続10年以上の介護福祉士に月額8万円相当の処遇改善を行う」としつつ、ほかの職員にも財源を充てられるよう柔軟な運用を認めるとした。

障害福祉の場合は勤続10年以上の介護福祉士など8職種に月額8万円アップできる財源として、2019年度は国庫90億円(10月からの5ヶ月分)を予算計上した。

消費税収から公費1,000億円を充てることが決まっている介護保険の処遇改善と異なり、障害福祉は新加算を算定する事業所の見込み数(対象事業所の8割弱)をもとに予算を組んだという。

この財源をどう配分するかが大きな論点だが、新しい処遇改善加算を算定するには、現 行の処遇改善加算を算定するなど所定の要件を満たす必要がある。

居宅介護、就労継続支援B型などサービス種類ごとの加算率は「勤続10年以上の8職種」の数に応じ設定。同じサービス種類でも専門職配置の多い事業所の加算率は高くした。

今回の処遇改善は「月額8万円」という触れ込みだが、実際にどの程度のお金が流れるかはその事業所の加算率による。

さらに、この加算で得たお金を事業所がどう配分するかによっても職員一人ひとりの賃 上げ幅は左右される。

今回の処遇改善は、職員が長く働き続けることを促すため「勤続10年以上の8職種」に厚く配分することが基本的な考え方だ。しかし、厚労省は事業所の判断で「勤続10年以上の8職種に当たらない福祉・介護職」「看護師などその他の職員」に振り分けることも認める

職員をこのように3分類して振り分ける場合、10年以上の8職種の平均処遇改善額を、10年以上の8職種以外の福祉・介護職員の2倍以上にすることを条件とした。これ以外の看護師などに配分する場合も同様に条件付けた。

これまで「勤続10年以上」は同一法人内での年数を指すものとして議論してきたが、事業所の裁量で決めてよいこととした。

こうしたルールを設ける一方、本来は10年以上の8職種以外の福祉・介護職員となる手話通訳などの技能を持つ職員であっても、勤続10年以上であれば勤続10年以上の8職種に含めることも特例で認める。

障害者の芸術活動をけん引する職員や就労系サービスで営業活動をする職員も本来は10年以上の8職種及び10年以上の8職種以外の福祉・介護職員だが、10年以上の8職種以外の福祉・介護職員に含めてもよいとした。

障害福祉事業所は介護保険事業所よりも多様な人材で成り立っていることから、経験豊富な有資格者の処遇改善を手厚くするための条件付けと、現実の実情に合わせて例外を認めることが混在した配分ルールとなった。

ふるさと納税 障害者製品を返戻金に

ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を運営する(株)トラストバンクと、群馬 県前橋市、岩手県北上市は、2月18日、福祉施設やNPO法人を支援するため、思いやり 型返礼品プロジェクト「きふと、」を立ち上げた。

思いやり型返礼品とは、自分のためでなく、誰かの役に立つ返礼品。寄付を通じて故郷を応援する本来の趣旨に沿わない「お得な返礼品」に対する寄付が集まる現状を改め、社会貢献などへの寄付増を目指す。

「きふと、」立ち上げのきっかけは、前橋市が市内の児童相談所に漫画「タイガーマスク」の主人公名でランドセルが寄付され、全国に広がったことから着想を得て、2017年10月から思いやり返礼品をい始めた。現在、障害者施設の製品を返礼品にしたり、車いすなどの寄付を受け入れたりしている。

また、北上市も2018年11月から同サイト上で募集。こども食堂に返礼品を寄付するなどの取り組みを推奨している。「きふと、」はこうした取り組みを全国の自治体に広げていく。

「きふと、」が取り扱う思いやり型返礼品は、障害者施設などで作る製品を返礼品に選ぶことで、障害者の自立を支援する「支援型」、福祉施設に車いすなど役立つ商品・サービスを贈る「寄贈型」、協賛金を贈る「協賛型」、高齢者のための雪かきを手伝うなど体験イベントをする「参加型」がある。2月18日に同サイト内に特設ページを開設し募集を始めており、2019年度末までに100自治体の参画を目指す。

同日の会見で、山本・前橋市長は「寄付によって社会を支えるという善意を全国で共有 したい」、(株)トラストバンク須永代表取締役は「ふるさと納税は過渡期にあり、制度本来 の趣旨に基づいた自治体の取り組みを支援したい」と語った。

▽詳しくは、「きふと、」思いやり型返礼品プロジェクト▽ https://www.furusato-tax.jp/lp/kift/

障害者採用達成期限、延長へ 水増し問題、年末4千人困難

中央省庁の障害者雇用水増し問題で、厚生労働省は2月19日、法定雇用率の達成に向け 今年末までに約4千人を採用する政府計画の実現が難しくなってきたことから、達成期限 を延長する方向で調整に入った。各省庁の6月1日時点の雇用率を見極めた上で、期限を定 めている厚労省告示を改正し、2020年以降での達成を容認する方針。

短期間での大量採用の実現性を疑問視する声や、「数合わせで雇用の質が確保されない」 との懸念が相次いだため。ただ、告示改正は計画が実現できない事態に合わせてルールを 変更すると受け取られ、批判も出そうだ。

2019年度通常総会(全国会長・事務局長会議)日程

<総 会>

*日 時:2019年5月18日(土)12時受付開始 13時より開会

*会 場:「IKE・Biz」(旧豊島区勤労福祉会館) 6階 多目的ホール

東京都豊島区西池袋2-37-4 ▽池袋駅西口下車 徒歩10分

総会の詳しい案内につきましては3月15日発の公文書でお知らせします。

ご多忙中とは存じますが万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、2019年度全肢連第1回理事会は第3会議室にて10時より開催の予定です。

2019年度さわやかレクリエーション 申請受付について

2019年度もコカ・コーラシステムのご支援による「さわやかレクリエーション」の助成内定を受けるはこびとなり、申請受付を開始する予定です。

詳細につきましては3月6日以降、各県肢連宛に関係書類をお送りします。

*全肢連事務局移転のお知らせ

このたび、全肢連事務局は3月1日より下記住所へ移転いたしました。 事務局一同、より一層精進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

- ○新住所 ●170-0013 東京都豊島区東池袋1-36-7 アルテール池袋709号
- ○電話番号 03-3971-3666(※変更なし)
- OFAX番号 03-3971-6079 (※変更になりますのでご注意ください)

3月の行事予定

7日(木) 社会·援護局関係主管課長会議

厚牛労働省中央合同庁舎